

伊上海浜公園オートキャンプ場

指定管理者募集要項

長門市観光スポーツ文化部観光政策課

令和8年9月

伊上海浜公園オートキャンプ場指定管理者募集要項

伊上海浜公園オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）については、長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例の規定に基づき、下記のとおりキャンプ場の管理を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 伊上海浜公園オートキャンプ場
- (2) 所 在 地 長門市油谷伊上2403番地8
- (3) 規 模
- | | | |
|-----------------|---|-------------------------|
| 土地面積 | : | 12,414.90m ² |
| 建物管理棟木造平屋建て | : | 243.52m ² |
| ボニーベイシーカヤックセンター | : | 147.46m ² |
| あずまや | : | 5.76m ² |
| トイレ | : | 12.46m ² |
- (4) 用 途
- | | |
|--------|------|
| オートサイト | 20区画 |
| テントサイト | 16区画 |

2 指定管理者の業務内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

指定管理者は、次の事業を行うこととします。

詳細は、別に定める「伊上海浜公園オートキャンプ場指定管理者仕様書」に従い実施することとします。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) 施設の運営上必要と認められる事業の実施に関すること。
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

※ 上記業務の実施に関して、サービスの向上、業務の効率化、地域の活性化につながる積極的な提案をお願いします。

3 指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

- ・この期間は議会での議決により決定します。
- ・管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者を解除することがあります。

4 管理に要する経費等

- (1) 利用料金

- ① キャンプ場は、利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。
- ② 利用料金の額は、長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例第7条第2項の規定に基づき、指定管理者が長門市長の承認を受けて設定するものとします。
- ③ 指定管理者は、長門市が予め示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、長門市と協議の上、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(2) 指定管理料

- ① 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、長門市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料（委託料）を支う予定です。

指定管理料上限額（3年間） 5,100,000 円 （消費税及び地方消費税を含む）

- ② 指定管理料の額は、指定管理者の業務にかかる経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、長門市と指定管理者の2者で締結する協定において定めます。

指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変更等を踏まえ、毎年度「年度協定」を締結して定めるものとします。

- ③ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。また今回の指定期間中に、指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益とします。
- ④ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。支払いの時期、方法については別途協定において定めます。

(4) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他事業に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

5 申請者の応募資格

(1) 資格

次の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 市内に事業所を有すること。
- ② 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのある者（以下「法人等」という。）であること。

(2) 欠格事由（法人等又はその代表者）

法人等又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 申請者の責めに帰すべき事由により地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項のいずれかに該当する者
- ③ 同施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により長門市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 26 年長門市要綱第 20 号）の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑤ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合にあっては代表者の市税、県税及び国税を滞納している者
- ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者
- ⑦ 長門市暴力団排除条例（平成 23 年長門市条例第 14 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員等である者
- ⑧ 主として市に対し請負を行う団体（市が資本金、基本金その他これに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している団体を除く。）であって、市長、市の議会の議員、地方自治法第 180 条の 5 に規定する市の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は市の委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、清算人又はこれらに準すべき者である団体

(3) 複数の法人等で構成されるグループの場合の条件

複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む。以下同じ。）での応募の場合は、次の事項について留意すること。

- ① 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めること。
- ② 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めない。
- ③ グループを構成する法人等は連帯して責任を負うこと。
- ④ 複数の法人等で構成されるグループを構成する法人等は、単独での応募はできない。また、同時に複数のグループの構成法人等となることはできない。
- ⑤ 複数の法人等で構成されるグループを構成する各構成法人等のいずれかが上記（1）の資格を満たさない、又は（2）の欠格事由に該当する場合は応募することができない。

6 募集スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和 8 年 9 月 28 日（月）～10 月 16 日（金） |
| (2) 公募説明会・現地説明会の開催 | 令和 8 年 10 月 1 日（木）10：00 |

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (3) 質問の受付 | 令和8年10月2日(金)～5日(月) |
| (4) 申請書類の受付 | 令和8年10月14日(水)～10月16日(金) |
| (5) 選定委員会ヒアリング及び審査 | 令和8年11月上旬(別途通知します) |
| (6) 審査結果の通知及び公表 | 令和8年11月上旬 |
| (7) 指定管理者の市議会による議決 | 令和8年12月 |
| (9) 指定管理者との協定締結 | 令和9年3月中 |
| (10) 業務開始 | 令和9年4月1日 |

7 募集手続

(1) 募集要項等の配布

- ① 場 所 : 長門市役所観光スポーツ文化部観光政策課(市ホームページからでも可)
- ② 期 間 : 令和8年9月28日(月)～令和8年10月16日(金)
午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

(2) 説明会及び現地見学会の開催

参加を希望する団体は、令和8年9月30日(水)までに説明会参加申込書(様式第8号)を長門市役所観光政策課施設管理班にFAX又は電子メールにて提出してください。

- ① 申込先 : 長門市 観光スポーツ文化部 観光政策課 施設管理班
FAX : 0837-22-6487
E-mail : shisetsukanri@city.nagato.lg.jp

(3) 質問受付

- ① 受付期間 令和8年10月2日(金)から令和8年10月5日(月)まで
- ② 受付方法 持参の場合、午前9時から午後5時まで。
郵送の場合、必着
質問書(様式第9号)に記入うえ、「13 問い合わせ先」まで持参又は郵送で提出して下さい。質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用下さい。これ以外の方法(電話・FAX等)によるものは受け付けませんのでご了承下さい。
※ただし、質問内容が不明瞭なもの、募集に関する意見の表明と解されるもの、募集に直接関係のない提案と解されるもの等については、回答しない場合がありますので、質問事項を明瞭に記述してください。
- ④ 回答方法 令和8年10月13日(火)までに市ホームページで公表します。

8 申請手続

(1) 申請期間

令和8年10月14日（水）から10月16日（金）まで

持参の場合、午前9時から午後5時まで

郵送の場合、必着

（2）申請方法 （4）に掲げる申請書類一式を提出すること。

（3）提出方法 申請書類を「13 問い合わせ先」まで持参又は郵送で提出してください。

※申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

（4）申請書類

申請書類		様式	申請単位	
			単独	グループ
1	指定管理者指定申請書	第1号	○	○
2	共同事業体構成書	第1号-2	—	○
3	伊上海浜公園オートキャンプ場指定 管理者事業計画書	第2号	○	○
4	誓約書	第3号	○	◎
5	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第4号	○	◎
6	共同事業体協定書兼委任状	第5号	—	○
7	役員名簿	第6号	—	◎
8	伊上海浜公園オートキャンプ場指定 管理業務収支予算書（任意様式可）	第7号 【参考】	○	○
9	申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料 ※定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類には、申請者の原本証明が必要。	—	○	◎
10	登記事項証明書等 【法人の場合】 当該法人分 【法人以外の場合】 代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）	—	○	◎

11	納税証明書 【法人の場合】 当該法人の市税、県税及び国税 【法人以外の場合】 代表者の市税、県税及び国税 ※3か月以内に発行したもの	—	○	◎
12	申請団体の経営状況に関する書類 （申請団体の直近3事業年度の貸借 対照表及び損益計算書又はこれらに 類する書類） ※経営状況に関する書類には、申請 者の原本証明が必要。 ※設立から3年に満たない場合 は、設立時以降のものとする。	—	○	◎
13	過去に指定管理者の指定を受けたこ とがあるものにおいては、その実績 がわかる書類	—	○	◎

※その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※申請書類は各2部、A4版で提出してください。

※グループ応募の場合、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

（6）申請手続きに関する留意事項

- ① 申請期間満了後の辞退は認めないものとします。
- ② 提出された申請書類の内容の変更は原則として認めません。ただし、申請期間内に限り、軽微な修正については、提出書類全部との引換えにより認めるものとします。
- ③ 1つの法人等が複数の申請をすることはできません。
- ④ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

9 審査及び選定の手続きについて

（1）資格の確認

提出された申請書類等の内容について、観光政策課において応募資格の資格要件の適否について確認を行います。確認の結果、応募資格を満たしていないと認められた申請者は、失格とし、以後の選定に関わるすることができないものとします。

（２）委員会による審査

委員会において、応募資格を満たしている申請者について書類審査及び申請団体ヒアリングを実施し、審査基準表に基づき合計点により審査します（ヒアリングの日時については、別途通知します。）

① 審査基準

以下の基準に基づき審査を行います。

- ア 事業計画が施設の設置目的を達成するにふさわしいものであること。
- イ 事業計画が施設の効用を最大限発揮するものであること。
- ウ 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- エ 管理業務を適切且つ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

②審査項目及び配点

なお、「**３ 指定管理者の業務内容**」に示す業務のほか、地域の関係団体及び事業者等との連携・協働など自主的に実施する業務についても審査及び評価を行います。

申請者が１団体のみの場合であっても、提案内容が一定の水準に満たないと認められる場合は、指定管理者候補者として選定しないものとします。

（３）無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 申請者又はその関係者が、委員会委員及び本件に関する市職員に、本件に関し公平性に影響を与えるような行為を行ったことが認められた場合

（４）選定結果の通知及び公表

審査後、委員会の審査結果に基づいて市長が指定管理者候補者を選定します。

① 選定結果の通知

選定の結果は、文書で通知します。

② 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、市ホームページで公表します。

１０ 指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者を指定管理者として指定することについて、長門市議会に議案を提出し、議決後に指定管理者として指定を行います。

（２）協定の締結

指定管理者候補者決定後、市は、公募内容及び候補者が応募の際に示した内容に

即して指定管理者と指定管理業務の細目的事項について協議を行い、指定管理者指定後に、指定管理業務に関し包括的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

また、その年度の指定管理料を定めた「年度協定」を年度ごとに締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は内容の変更や疑義が生じた場合、協議のうえ定めます。

(3) 指定等の取消について

指定管理者の業務開始前までに、指定管理者候補者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が次の事項のいずれかに該当した場合は、候補者の選定又は指定を取り消します。

- ① 長門市議会において指定にかかる議案が否決されたとき
- ② 指定管理者等が倒産したとき、又は解散したとき
- ③ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- ④ 申請書類に虚偽の記載があったことが判明したとき
- ⑤ 細目協議が整わないとき、又は正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- ⑥ 本要項に定める応募資格を失ったとき、又は応募資格がないことが判明したとき
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能になったとき、又は著しく不当と認められる事情が生じたとき

なお、前各項目のいずれかに該当したことによる取消しが、指定管理者等の責めに帰すべき事由による場合、市が被った損害について賠償請求することがあります。

また、指定管理者等の決定又は指定の取消しまでに、指定管理者等が、キャンプ場の管理運営のために要した費用について、市は補償しないものとします。

指定管理者等の決定又は指定が取消しとなった場合、選定において第2位に決定した申請法人を指定管理者候補者として選定する場合があります。（第2位の申請法人について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請法人について順次同様に取り扱うこととします。）

1.1 その他留意事項

(1) 費用負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- ② 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- ③ 提出された書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市は、申請書類を複写することができるものとします。（使用の目的は庁内及び委員会での検討に限ります。）
- ④ 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人

情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、長門市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

(3) その他

現在工事中の新しい施設（伊上アウトドアツーリズム拠点整備事業キャンプ場）に関して生じる事項に関しては、市及び指定管理者により別途協議を行い調整することとします。

1 2 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、3月31日までの間で引継ぎを行います。

1 3 問い合わせ先

長門市 観光スポーツ文化部 観光政策課 施設管理班

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

電 話：0837-23-1265

F A X：0837-22-6487

E-mail：shisetsukanri@city.nagato.lg.jp